

## 再評価結果（平成20年度事業継続箇所）

担 当 課：都市・地域整備局街路課

担当課長名：松谷 春敏

|                          |   |  |   |              |           |        |
|--------------------------|---|--|---|--------------|-----------|--------|
| 事業名                      | 都市計画道路 高石北線   |  | 事業区分  | 街路           | 事業主体      | 大阪府    |
| 起終点                      | 自：大阪府高石市高師浜1丁目<br>至：大阪府高石市加茂1丁目   |  |   | 延長           | 0.6 km    |        |
| 事業概要                     | 都市計画道路高石北線は、高石市内を東西に結ぶ幹線道路であり、延長0.6 kmの2車線道路である。  |  |   |              |           |        |
| H5年度事業化                  | S32年度都市計画決定<br>(S57年度変更)  |  | H6年度用地着手  |              | H12年度工事着手 |        |
| 全体事業費                    | 32億円  |  | 事業進捗率   | 92%          | 供用済延長     | 0.4 km |
| 計画交通量                    | 4,200台/日  |  |   |              |           |        |
| 費用対効果<br>分析結果            | B/C<br>(事業全体) 1.8<br><br>(残事業) 26.3   | 総費用<br>(残事業)/(事業全体)<br>3/43億円<br><br>(事業費：2/42億円<br>維持管理費：1/1億円) | 総便益<br>(残事業)/(事業全体)<br>/79億円<br><br>(走行時間短縮便益：74/74億円<br>走行経費減少便益：5/5億円<br>交通事故減便益：-0.11/-0.11億円) | 基準年<br>平成19年 |           |        |
| 事業の効果等                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の緊急輸送路、避難路の確保による防災性が向上する</li> <li>・十分な幅員が確保された歩道により快適性が向上する 外2項目に該当</li> </ul> |  |   |              |           |        |
| 関係する地方公共団体等の意見           | 東西方向の渋滞緩和のため、国道26号と一般府道堺阪南線(旧26号)を結ぶ主要な道路として、早期整備が望まれている。   |  |   |              |           |        |
| 事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等  | センサスデータで見るように混雑度が増えており、高石市域では交通渋滞が深刻化している。<br>(H11センサス：1.16、H17センサス：1.24)   |  |   |              |           |        |
| 事業の進捗状況、残事業の内容等          | 一部において用地補償交渉が難航したが、現在までに0.4 kmを供用している。  |  |   |              |           |        |
| 事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等 | 残りの区間約0.2 kmについては、関連事業である南海本線連続立体交差事業の本線の高架化が22年を目標に整備されており、連立側道の整備と整合を図りつつ、平成25年度に供用開始予定である。                               |  |   |              |           |        |
| 施設の構造や工法の変更等             | 積極的に再生材を使用。   |  |   |              |           |        |
| 対応方針                     | 事業継続  |  |   |              |           |        |
| 対応方針決定の理由                | 事業の必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、「事業継続は妥当」   |  |   |              |           |        |
| 事業概要図                    | 次ページ  |  |   |              |           |        |

総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。

